

Shufoo! (シュフー) サービス利用約款

第1章 総則

第1条 (定義)

本約款において次の各号に挙げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「本サービス」とは、株式会社 ONE COMPATH (以下「当社」といいます) が「Shufoo!」として運営するサービスであって、本コンテンツを本メディアに配信する基本サービス及び本コンテンツの情報解析結果の提供・販売サービスとこれらに付随するオプションサービスの総称をいいます。

(2)「基本サービス」とは、本コンテンツを当社の仕様に基づきインターネットを経由して本メディアに対して配信するサービスをいいます。

(3)「オプションサービス」とは、出稿主が各種の利用申込書において選択することにより、基本サービスに付随して当社が提供する各種のサービスをいいます。なお、オプションサービスの内容は、当社が別途提示するものとします。

(4)「本メディア」とは、当社が本サービスとして本コンテンツを配信する対象の、当社が運営する「Shufoo!」サイト (アプリケーションを含む) または当社が提携する第三者 (以下「提携先」といいます) が保有または管理する Web サイト、アプリケーションを含む各種のメディアおよび本コンテンツの配信対象となる出稿主が指定する各種の Web サイト、アプリケーションの総称をいいます。なお、本メディアの詳細については当社が別途提示するものとします。

(5)「情報素材」とは、本コンテンツの素材として出稿主が当社または代理店に提供するチラシ原稿、動画データ、店舗情報、広告宣伝情報ならびにその他の営業情報の総称をいいます。

(6)「本コンテンツ」とは、情報素材に基づき制作され、本サービスにおいて本メディアに配信される、当社の仕様による電子データをいいます。

(7)「Shufoo!掲載基準」とは、当社または提携先が定める、本サービスにおける配信の可否を定める本コンテンツの内容の基準であって、別途当社が提示するものをいいます。

(8)「本システム」とは、本サービスを提供するために、当社または当社の委託先もしくは提携先が管理・運営するサーバ、回線、周辺機器、各種データベースおよび関連アプリ

ケーション等から構成される一連のシステムをいいます。

(9)「出稿主」とは、第6条（利用契約の成立）に基づき当社または代理店と利用契約を締結した、本サービスの利用者をいいます。

(10)「出稿主設備」とは、本サービスの提供を受けるため出稿主が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。

(11)「利用申込書」とは、本サービスの利用を申込みのための、当社所定の各種の申込書をいいます。

(12)「利用契約」とは、第6条（利用契約の成立）の規定に基づき、本約款の規定を契約条件として成立する、当社または代理店と出稿主との間で締結される本サービス利用のための契約をいいます。

(13)「価格表」とは、当社が定める、本サービスの料金を記載した「Shufoo!価格表」をいいます。

(14)「アクセスユーザー」とは、本メディアにアクセスしてその内容を受信・閲覧する者をいいます。

(15)「ID・パスワード」とは、当社が出稿主に対して発行する、その設定・組合せにより、出稿主を識別し、認証するための符号をいいます。

(16)「代理店」とは、当社が代理店として認定した者であって、出稿主と当社との利用契約を媒介し、または自らを本サービスの提供者として本サービスを販売する者をいいます。

第2条（約款の適用）

1. 本約款は、本サービスを利用する出稿主と当社または代理店間に適用されるものとします。

2. 出稿主が選択する個々の本メディアまたはオプションサービスについて、当社が個別の利用約款およびその他の利用条件を定めている場合には、それらは本約款に優先して適用されるものとします。

第3条（約款の改訂）

1. 当社は、一般の利益に適合する場合、又は本約款若しくは個別約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的に必要かつ相当と判断した場合には、自己の裁量により本約款を改訂できるものとします。

2. 当社は、改訂後の約款を当社または代理店と出稿主間で既に締結された利用契約に適

用する際は適用開始の30日前までに、改訂後の約款を出稿主に提示するものとします。
なお、オプションサービスに関する規約の変更の場合には、当該サービスを利用する出稿主及びその代理店が通知の対象となります。

3. 前項により当社が改訂後の約款を提示した後30日以内に、出稿主より当社所定の解約申込書により解約の申出があった場合には、解約希望日をもって、利用契約は解約されるものとします。なお、当該解約希望日は、第9条（利用契約の解約）第1項の規定に準じて決定されるものとします。

4. 前項の場合を除き、第2項に定める適用開始日以降は、現行の本約款に代わり改訂後の約款が適用され、利用契約の内容になるものとします。

第2章 本サービスの内容

第4条（本サービスの概要）

1. 当社は、出稿主との利用契約に基づき、本サービスとして以下の各号に定めるサービスを提供します。

(1) 基本サービス

出稿主の申込内容に基づき、本コンテンツを、当社の仕様に基づきインターネットを経由して本メディアに配信します。

(2) オプションサービス

出稿主が利用申込時に、当社が別途提示するサービスのうち出稿主が選択されたサービスを提供します。

2. 本サービスの具体的なサービス内容および利用料金の詳細は、当社または代理店が出稿主に提示する資料（価格表を含みます。）にて記載するとおりとします。ただし、次条（サービス内容の変更）により変更された場合には、変更後のものが適用され、また、出稿主が利用する本サービスの内容によっては、当該資料に記載する料金のほか、別途料金が発生することがあります。

第5条（サービス内容の変更）

当社は、出稿主が利用している本サービスの種類またはその内容を変更する場合には、当該変更の30日前までに出稿主に変更内容を通知することにより、変更内容が適用されるものとします。ただし、出稿主が利用している本サービスの利用料金体系に変更のない、本メディアへの新規のメディアの追加および各種の機能の追加等については、出稿主への

事前の通知を要することなく、当社の裁量により随時行うことができるものとします。なお、オプションサービスの内容を変更する場合には、当該サービスを利用する出稿主及びその代理店が通知の対象となります。

第3章 利用契約

第6条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用希望者（以下「利用希望者」といいます）は、当社所定の利用申込書に必要事項を記載した上、当社または代理店に提出して、本サービスの利用の申込を行うものとします。なお、利用希望者は本約款の内容を承諾の上かかる申込を行うものとし、利用希望者が申込を行った時点で、当社は、利用希望者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約は、当社または代理店が前項の利用申込書を受領した後、利用希望者への利用登録完了の通知をもって成立するものとします。
3. 利用契約の内容は、本約款によって定められるものとします。

第7条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約で特に定める場合を除き、利用契約に定める本サービスの利用開始日から1年間とします。但し、当社が定める方法により期間満了30日前までに投稿主または当社もしくは代理店から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第8条（出稿主によるサービス内容等の変更申込）

1. 出稿主は、利用するサービス内容の変更を希望する場合には、当社所定の変更申込書により変更の申込を行うものとします。また、申込内容等の変更を行う場合も同様とします。
2. 前項に基づくサービス内容の変更に伴う利用契約変更の成立については、第6条（利用契約の成立）第2項を準用するものとします。
3. 前2項に基づきサービス内容が変更された場合には、当社は、変更後の本サービスの利用内容に合わせて第14条（利用料金の支払）に基づく利用料金の請求金額を変更することができるものとします。

第9条（利用契約の解約）

1. 出稿主は、解約希望日の30日前までに、当社所定の解約申込書に必要事項を記載した上、当社または代理店に提出することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または提出日から解約希望日までの期間が30日未満の場合には、提出日より30日後を出稿主の解約希望日とみなします。

2. 当社は、出稿主より、本サービスにおける新規の本コンテンツの配信の依頼が1年間継続して行われない場合には、当社の裁量により出稿主への何らの通知も要することなく、利用契約を解約することができるものとします。

第10条（利用契約の解除）

出稿主が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社または代理店は、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 出稿主が本約款または利用契約に違反し、当社または代理店がかかる違反の是正を催告した後も合理的な期間内に是正されない場合
- (2) 利用申込書、その他各種書類または電子メールの記載内容が事実と反する場合
- (3) 手形、小切手の不渡処分を受ける等、支払停止、または支払不能の状態になった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、もしくは競売の申立または公租公課滞納処分を受けた場合
- (6) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更正手続の申立を受け、または自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状態に重大な不安が生じた場合
- (7) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (8) 前各号の一が発生するおそれがある場合
- (9) その他契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

第11条（契約終了後の処理）

1. 当社は、利用契約が終了した場合には、出稿主の情報を本メディアおよびその管理サーバ等から削除することができるものとします。

2. 当社は、利用契約の終了後、情報素材等、本サービスの利用にあたって出稿主から提供を受けた資料・情報等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。）を当社の裁量

にて保管することができるものとします。ただし、出稿主が要望する場合には、当社は当該資料・情報等を消去するものとします。

第12条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の30日前までに投稿主に通知した場合
- (2) 法令の改正等当社の責に帰さない事由により本サービスを提供できない場合
- (3) 天災地変により本サービスの継続が不可能となった場合

なお、第1号に基づく通知は、本サービスの一部の廃止がオプションサービスのみの場合には、当該オプションサービスを利用する投稿主及びその代理店への通知となります。

第4章 利用料金の支払

第13条（利用料金）

本サービスの利用料金は、当社または代理店が別途提示する資料（価格表を含みます。）に定めるものとします。

第14条（利用料金の支払）

1. 当社または代理店は、前条に基づき利用料金が発生する場合には、毎月指定された締切日に応じて、前条に基づく利用料金の請求書を投稿主に交付します。
2. 投稿主は、前項の請求に基づき、投稿主と当社または代理店が協議して定める時期・方法により、利用料金を支払うものとします。なお、投稿主が本項に定める支払を完了しない場合には、当社は、支払日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求できるほか、第27条（サービスの一時中断）第2項に基づき本サービスの提供を一時中断することができるものとします。
3. 当社または代理店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、投稿主は本サービスの提供を受けられない場合でも利用料金の支払義務を免れないものとし、投稿主から既に支払われた利用料金は返却されないものとします。
 - (1) 投稿主より本コンテンツの配信の依頼があった後に、投稿主の都合により配信を中止した場合

- (2) 出稿主の都合により本サービスの利用を一時停止する場合
- (3) 出稿主の責に帰すべき事由により利用契約の全部または一部が解除された場合
- (4) 出稿主の責に帰すべき事由により本サービスの提供が一時中断された場合
- (5) 第23条（禁止事項）第3項または第27条（サービスの一時中断）に定める事由により本サービスの提供の遅延または一時中断が発生した場合
- (6) 第3条（約款の改訂）第3項、第9条（利用契約の解約）、第10条（利用契約の解除）または第32条（反社会的勢力の排除）第3項により利用契約の全部または一部が解約または解除された場合

第15条（利用料金の変更）

当社は、価格表を変更する場合には、当該変更の30日前までに出稿主に変更内容を通知することにより、出稿主との利用契約に適用することができるものとします。

第5章 本サービスの利用

第16条（出稿主による利用）

出稿主は、本サービスを、利用契約の条件に則り自己の事業のためにのみ利用することができるものとし、当社または代理店の事前の書面による同意を得ること無く第三者に対し本サービスを転売乃至提供してはならないものとします。

第17条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 出稿主は、自己の費用と責任において、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 出稿主は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して出稿主設備をインターネットに接続するものとします。
3. 出稿主設備、前項に定めるインターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は出稿主に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、出稿主が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、出稿主に通知し出稿主の承諾を得たうえで監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第18条 (ID・パスワードの利用)

1. 当社は、出稿主に対し、利用契約成立後、ID・パスワードを設定の上、これを交付します。出稿主は善良なる管理者の注意をもって、当該ID・パスワードを管理するものとし、利用するID毎に当社が定めるIDの利用権限の範囲内でのみ利用できるものとなります。なお、当社は、出稿主によっては複数のID・パスワードを交付することがあります。
2. 本サービスにおいて出稿主のID・パスワードによりなされた行為は、当該出稿主によりなされたものとみなし、当該出稿主がこれに関わる一切の責任を負うものとします。
3. 当社は、出稿主のID・パスワードが第三者に使用されたことによって当該出稿主または第三者が被った損害については、当該出稿主または第三者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第19条 (責任者・担当者)

1. 出稿主は、本サービスの利用に関する管理責任者および担当者を、第6条(利用契約の成立)第1項に定める利用申込書に記載するものとし、本サービスの利用に関する当社または代理店との連絡・確認等は、原則として担当者を通じて行うものとします。
2. 出稿主は、利用申込書に記載した管理責任者または担当者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

第20条 (配信の依頼)

1. 出稿主は、本コンテンツの配信の依頼を行う場合には、配信を予定する本コンテンツの素材となる商品画像、商品情報、チラシ原稿その他の情報素材を、当社の定める日時までに当社の指定する形式で当社または代理店に提供するものとします。また出稿主が第三者をして当社または代理店に対して情報素材を提供させる場合も同様とします。
2. 出稿主は、前項に基づき情報素材を当社に入稿する際には、併せて、別途当社が指定する情報を当社の指定する形式にて当社または代理店に提供するものとします。
3. 出稿主またはその指定する第三者において前2項の規定が遵守されなかったことに起因する、本サービスの提供遅延、出稿主の意図と異なる配信等の問題が生じた場合といえども、当社および代理店は、通常行うべき本サービスの提供を誠実に履行したものとみなし、これについて出稿主は異議を唱えないものとし、また当社および代理店はこれにより生じた損害につき免責されるものとします。

第21条（権利の許諾）

1. 出稿主は、情報素材の一部修正、情報素材のデジタル化、情報解析（情報の抽出、比較、分類、効果測定その他の解析を行うことをいう。以下同じ。）、本コンテンツへの加工、および本コンテンツ（加工部分を含む。以下同じ。）としてあらゆる本メディアへ配信すること、並びに当社又は出稿主と取引関係にある事業者、出稿主の販促・集客に資すると当社が合理的に判断した事業者（以下「関連事業者」という）に対する情報素材、本コンテンツ、情報解析結果の提供等を含め、当社及び関連事業者が情報素材、本コンテンツ及び情報解析結果を、本サービスの提供およびマーケティング活動のために必要な範囲で利用することを、無償で許諾（情報素材に含まれる著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利に基づく許諾を含みます。）するものとします。ただし、出稿主が当社所定の方法により関連事業者への情報提供を希望しない旨を通知した場合は、情報解析結果の提供を除き、関連事業者への情報素材及び本コンテンツの提供は行わないものとします。

2. 出稿主は、当社が自己の顧客に本サービスを提案する目的において、当社が紹介事例として情報素材または本コンテンツを利用することを無償で許諾するものとします。また出稿主は、アクセスユーザーが本サービスの利用に際し、情報素材の一部を複製、改変し、本サービスの他の顧客と共有するために本サービス乃至本メディアに掲載する範囲内において配信することを無償で許諾するものとします。

3. 出稿主は、前2項に定める許諾に支障のないように、情報素材に含まれる各種の権利（著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利を含みます。）を適切に処理した上で当社または代理店に提供するものとし、当該権利を原因として問題が生じた場合には、出稿主の責任と費用において解決するものとします。

4. 出稿主は、当社に提供した情報素材を基に当社がデジタル化し、抽出乃至加工して作成した本コンテンツの電子データ（情報素材の複製部分も含む）の著作権のうち、複製する権利及び自動公衆送信する権利について、当社および出稿者の共有（持ち分折半）に帰属することを承諾するものとし、当該本コンテンツを当社の事前の書面（メールや電話等の連絡手段含む）による承諾を得ることなく第三者へ利用を許諾しないものとする。また、本コンテンツの氏名表示、公表及び同一性保持の時期、方法及び態様等について当社に一任するものとする。

第22条（情報素材の保証）

出稿主は、本サービスの利用のために当社または代理店に提供する商品画像、商品情報、

チラシ原稿その他の情報素材について、以下の各号に定める事項を保証するものとします。

- (1) 著作権、商標権、肖像権およびその他の第三者の権利を侵害していないこと
- (2) 不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律およびその他の法令ならびに業界団体が定める規制に抵触していないこと
- (3) 当社が別途提示するコンテンツ掲載基準を遵守していること
- (4) 次条の第1項に定める禁止事項に該当する内容が存在しないこと

第23条（禁止事項）

1. 出稿主は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- (1) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為
- (2) 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為
- (3) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる図画・文章に該当するものを掲載する行為
- (4) 当社または第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害または侵害するおそれのある行為
- (5) 特定の政治的思想または宗教的思想に基づく主張をし、またはこれらを否定ないし誹謗中傷する行為
- (6) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為
- (10) 当社、アクセスユーザーまたは第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為
- (11) 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等を掲載する行為
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為（ただし、関係法令において認められた行為であり、かつ、当社が事前に認めた場合には除きます）
- (13) 出稿主が前条に定める保証に違反していると当社が判断する行為
- (14) 第三者の設備または本システムの利用もしくは運営に支障を与える行為、または与

えるおそれのある行為

(15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

(16) その他、公序良俗に反することが明らかな行為

2. 出稿主は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社または代理店は、出稿主の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または本コンテンツの内容が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合には、事前に出稿主に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社または代理店は、出稿主の行為または本コンテンツの内容を監視する義務を負うものではありません。

第24条（個人情報収集の禁止）

出稿主は、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスを通じて個人情報の収集を行わないものとします。万が一アクセスユーザーの個人情報について、アクセスユーザーまたは第三者との間で何らかのトラブルが生じたときは、出稿主は自己の責任と費用において解決し、当社または代理店に一切の損害を与えないものとします。

第25条（トラブルへの対応）

1. 出稿主による本サービスの利用に関連して、出稿主とアクセスユーザーもしくは第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合、またはアクセスユーザーもしくは第三者が当社、代理店もしくは当社の提携先に当該トラブルに基づく請求を行ってきた場合には、出稿主は自己の責任と費用をもって速やかに解決し、当社、代理店および当社の提携先に一切損害を与えないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由に起因するトラブルについてはこの限りではありません。

2. 出稿主による本サービスの利用に関連して、アクセスユーザーまたはその他の第三者より当社に出稿主の本コンテンツについてクレームがあった場合、出稿主に対する通知を要することなく、当社の裁量において当該本コンテンツの配信を停止する等の措置を行うことができるものとします。

第6章 本サービスの提供

第26条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとしします。

第27条（サービスの一時中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に出稿主に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとしします。

- (1) 本システムの保守を行う場合
- (2) 本システムの故障による場合
- (3) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (4) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合
- (5) 停電等により、非常用電源等のバックアップを準備し活用したにもかかわらず、本サービスの提供が困難となった場合
- (6) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、運輸障害、戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
- (7) その他運営者の責に帰さない事由により本サービスの提供が困難となり、かつ、事前の通知が不可能な場合

2. 当社は、出稿主が第10条（利用契約の解除）各号のいずれかに該当する場合、第23条（禁止事項）に該当した場合または出稿主が利用料金未払い等、利用契約に違反した場合には、出稿主への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または、当該違反に関する本コンテンツを削除することができるものとしします。

3. 当社は、第1項各号に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して出稿主またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとしします。

第28条（不保証）

1. 当社または代理店は、本サービスを合理的範囲での注意をもって提供しますが、本約款に明示的に定めた場合を除き、本サービスによる広告効果ならびに出稿主における売上の保証、および本サービスの完全性、正確性、有用性、適時性その他いかなる保証も行

ものではなく、また本約款に記載する内容に従って本サービスを誠実に提供することに努める限り、当社および代理店には故意、過失はないものとみなします。

2. 出稿主は、出稿主が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、出稿主は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、本サービスにおいて善良なる管理者としての注意を払って配信に努めますが、結果的に、本コンテンツの最新の情報を本メディアに配信することができないこと、または本コンテンツの配信開始時間に遅延することがあります。かかる場合といえども、当社は当該結果に起因する責任について免責されるものとします。

第29条（損害賠償責任）

1. 出稿主が本サービスの利用に関連して、当社または代理店に損害を与えた場合、出稿主はその損害を賠償する責を負うものとします。

2. 本サービスの利用に関して、当社または代理店は、本約款または利用契約に別段の定めがある場合を除き、法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの利用あるいは利用不能から生じるいかなる損害に関しても一切責任を負わないものとします。なお、当社または代理店が出稿主に対して損害賠償義務を負う場合であっても、当社または代理店は、明らかに当社または代理店の責に帰すべき事由により当該当事者が利用契約に違反したことが直接の原因で出稿主に現実に発生した通常の損害に限り、かつ、当該損害の原因となった事由が生じた月の本サービスの利用料金の総額を超えない範囲で、その損害を賠償するものとします。なお、いかなる場合においても、当社または代理店は、間接損害、予見の有無を問わず特別損害、第三者からの請求に起因する損害、逸失利益およびその他の派生的に生じた損害については、賠償の責を負わないものとします。但し、当社または代理店の故意または重過失に起因する場合は除きます。

第30条（免責）

当社および代理店が本サービスまたは利用契約等に関して負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社および代理店は、以下の各号に定める事由のいずれかに起因して出稿主が被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わず、本サービスの利用料金の返還を行わないものとします。

(1) 第27条（サービスの一時中断）に定める事由による一時停止

- (2) 当社が出稿主から提供を受けた情報素材の不備
- (3) 出稿主による本サービスの不正利用
- (4) 出稿主が利用契約または本約款に定める事項を遵守しないこと
- (5) 出稿主が当社へ登録した情報、連絡先情報の不備
- (6) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、運輸障害、戦争・暴動・労働争議等の不可抗力
- (7) 出稿主の設備の障害または本システムまでのインターネット接続サービスの不具合等出稿主の接続環境の障害
- (8) 本システムからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (9) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本システムへの侵入
- (10) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システム等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (11) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を出稿主が遵守しないことに起因して発生した損害
- (12) 本システムのうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア)およびデータベースに起因して発生した損害
- (13) 本システムのうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (14) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (15) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- (16) 当社の責に帰すべからざる事由による、情報素材の搬送途中での紛失等の事故
- (17) 委託先の業務に関するもので、委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がないこと
- (18) その他当社の責に帰すべからざる事由

第7章 その他

第31条 (秘密保持)

1. 当社および出稿主は、本サービスの利用に関連して、相手方から開示を受けた秘密情

報を秘密に保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならないものとします。ただし、当社は、本サービスの一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、必要な範囲内に限り、かつ本条に定める義務を負わせることを条件に、出稿主の秘密情報を開示できるものとします。

2. 前項の秘密情報には、次の各号に該当するものは含まれないものとします。

- (1) 開示を受ける前に、既に公知であるか、自己において既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後に、自己の責によらずして公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から取得した情報
- (4) 自己が独自に開発または取得したことを証明できる情報

3. 第1項の定めにかかわらず、当社および出稿主は、法令に基づく公権力の発動によって開示を求められた場合には、法令に要求される範囲で、秘密情報を開示できるものとします。ただし、当社および出稿主は当該要求を速やかに相手方に通知し、当該秘密情報の秘密性を保持するために合理的に取りうる手段がある場合には、その手段を取るべく努力するものとします。

第32条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および出稿主は、それぞれ相手方に対して、自己または自己の役員もしくは経営を実質的に支配している者が、現在および将来に亘って次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、確約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること
- (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (3) 反社会的勢力を利用して、業務を妨害し、またはその恐れのある行為もしくはその他の不正行為をしていること
- (4) 反社会的勢力を利用して、名誉や信用等を毀損し、またはその恐れのある行為をすること
- (5) 反社会的勢力を利用して、詐術、暴力行為もしくは脅迫的言辞を用いること
- (6) 自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること

2. 当社および出稿主は、相手方が、前項の確約に反したことが判明した場合には、相手方に対して何ら催告することなく本契約を解除することができるものとします。

3. 前項により当社または出稿主が本契約を解除した場合、当該解除に伴い相手方に損害が生じても、これについて一切の賠償責任を負わないものとします。

4. 本条第3項により当社または出稿主が本契約を解除したことによって、当該解除権者に損害が生じた場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することができるものとします。

第33条（権利譲渡等の禁止）

出稿主は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款および利用契約に基づく自己の権利・義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは転貸、売買、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第34条（準拠法）

本約款および利用契約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第35条（合意管轄）

出稿主と当社の間で紛議の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第36条（協議）

本約款に定めのない事項および各条項の解釈に疑義が生じた場合には、出稿主と当社および代理店は、誠意をもって協議し解決するものとします。

制定日：2002年7月15日

改訂：2009年10月1日

2012年6月1日

2013年6月3日

2018年1月22日

2018年9月26日

2019年4月1日

2020年3月2日

2021年3月12日

2021年7月29日

2022年4月4日

2025年6月18日

2026年1月7日